

宮城県糖尿病療養指導士認定委員会（CDE-MIYAGI）運営規則

第1章 世話人

（世話人の選任）

第1条 世話人および監事は、世話人会において選任する。

（代表等の選任）

第2条 代表は、世話人の互選による。

2 副代表は、世話人の中から代表が任命する。但し、世話人会の承認を得るものとする。

第2章 世話人会

（議長）

第3条 世話人会の議長は、代表もしくは代表が指名したものがこれに当たる。

（定足数）

第4条 世話人会は、世話人の過半数の出席がなければ開催することができない。

（表決）

第5条 世話人会の議決は、出席世話人の過半数の同意をもって決する。

2 やむを得ない理由により会議に出席できない世話人は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前項の規定の適用については出席したものとみなす。

（記録）

第6条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

第3章 委員会

（構成）

第7条 講習会運営委員会・CDE-MIYAGI 認定委員会・広報委員会の各委員は、世話人の中から代表が任命する。

2 委員長は、委員の互選による。但し、代表の承認を得るものとする。

3 CDE-MIYAGI 認定委員会の委員は、他の小委員会の委員を兼ねることができない。

（任期）

第8条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 各部会に欠員が生じたときは、代表が当該委員の補充を行う。その場合、後任者の任期は前任者の任期の残余期間とする。

（委員会長の職務）

第9条 委員長は、委員会の議長になり、議事を整理する。

（会合）

第10条 講習会運営委員会・CDE-MIYAGI 認定委員会・広報委員会の委員長は各委員を招集し、議事を主宰する。

（定足数）

第11条 各委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き決議することができない。

2 但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者および他の委員を代理人として
表決を委任した者は、出席とみなす。

(表決)

第 12 条 各委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、各委員長が
決するものとする。

(記録)

第 13 条 各委員会は、議事事項を記録しなければならない。

第 4 章 CDE-MIYAGI の認定

(認定申請)

第 14 条 CDE-MIYAGI 認定を希望する者は、あらかじめ定められた期日までに次の各号に定める
申請書類に受験料を添えて本会に提出する。

- (1) CDE-MIYAGI 認定申請書 (所定の書式による)
- (2) 履歴書 (所定の書式による)
- (3) 各医療職の免許証または登録証 (写し)
- (4) 宮城県糖尿病療養指導士認定講習会の受講修了証
- (5) 糖尿病療養指導自験例 2 例の記録 (所定の書式による)
- (6) 日本糖尿病協会の会員であること

ただし、日本糖尿病療養指導士または糖尿病看護認定看護師の資格を有する者は、(4) (5) を免除
することができる。

(講習会運営委員会)

第 15 条 講習会運営委員会は、宮城県糖尿病療養指導士認定講習会を毎年実施するものとする。すべ
てのカリキュラムを受講した者に対し、受講修了証を発行する。修了証を希望する受講者は連続する 2
年以内にすべてのカリキュラムを受講する必要がある。受講修了証は修了書発行年のみ有効とする。

第 16 条 講習会運営小委員会は、確認テストの問題を作成し、宮城県糖尿病療養指導士認定講習会の
各講習受講後に確認テストを実施する。採点結果は CDE-MIYAGI 認定委員会委員長に報告するもの
とする。

(CDE-MIYAGI 認定委員会)

第 17 条 CDE-MIYAGI 認定委員会は、講習会運営委員会からの報告に基づき小テスト結果を審査する
とともに、糖尿病療養指導自験例 2 例の記入内容審査を行う。これらを併せて、年 1 回 CDE-MIYAGI
認定審査を行い、その審査結果を代表に報告するものとする。なお、判定基準は、認定委員会において
策定・変更し、世話人会に諮るものとする。

(認定合否判定)

第 18 条 代表は、審査結果を世話人会に諮り認定合否を決定し、受験者本人に通知するものとする。

(認定証交付)

第 19 条 宮城県糖尿病療養指導士認定委員会は、合格者に CDE-MIYAGI 認定証を交付するものとする。

(認定の取り消し)

第 20 条 CDE-MIYAGI 認定委員会は、CDE-MIYAGI として不適切な行為があった場合、
CDE-MIYAGI の資格について協議し、世話人会に報告する。

第5章 CDE-MIYAGIの認定更新

(認定更新の要件)

第21条 CDE-MIYAGIの認定更新については、次のとおりとする。

- (1) 認定期間(認定証に記載されている5年間)中に通算3年以上、糖尿病患者の療養指導の業務に従事していること。但し、施設や常勤・非常勤の別は問わない。
- (2) 認定期間中に別表に示す**糖尿病療養指導研修20単位**を取得していること。**そのうち6単位以上は、指定された研修**にて取得した単位であること。なお、認定講習単位については、別に定める。
- (3) 認定期間中に行ったあらたな糖尿病療養指導の活動を有していること。

(認定更新の申請)

第22条 CDE-MIYAGIの認定更新を希望する者は次項1~3に定める申請書類に認定更新の審査料を添えて本会に提出するものとする。

- (1) CDE-MIYAGI認定更新申請書(所定の書式による)
- (2) 糖尿病療養指導研修20単位を取得したことを証明する資料(所定の書式による)
- (3) 糖尿病療養指導活動報告書(所定の書式による)
- (4) 日本糖尿病協会会員であることの証明書(年会費納入証明書など)

ただし、更新年時点で、日本糖尿病療養指導士または糖尿病看護認定看護師の資格を有している者は、(2)(3)が不要となる。

(認定更新の延長申請)

第23条 特別な事由があり、更新年にCDE-MIYAGIの認定更新条件を満たせない者については、別に定める書類を提出し、その事由をCDE-MIYAGI認定委員会が認めた場合には、最長2年間、認定期間を延長することができる。

(認定更新の審査)

第24条 CDE-MIYAGI認定委員会は、年1回CDE-MIYAGI認定更新の審査を行い、審査結果を代表に報告するものとする。なお、更新判定基準は、CDE-MIYAGI認定委員会において策定・変更し、世話人会に諮るものとする。

(認定更新合否判定)

第25条 代表は、認定更新審査結果を世話人会に諮り認定更新の合否を決定し、受験者本人に通知するものとする。

(認定更新証交付)

第26条 宮城県糖尿病対策推進会議は、合格者にCDE-MIYAGI認定更新証を交付するものとする。

第6章 CDE-MIYAGIの失効

第27条 以下のいずれかの場合、宮城県糖尿病療養指導士の認定資格は認定期間満了(延長した場合は延長期間満了)をもって失効となる。

- (1) 認定更新または認定期間延長の申請をしない場合
- (2) 認定更新の審査で認定更新の条件を満たしていると認められなかった場合
- (3) 認定期間延長の審査で認定期間延長が認められなかった場合

第28条

宮城県糖尿病療養指導士の資格が失効した場合、翌年度以降、宮城県糖尿病療養指導士認定の申請(ただし認定講習会の再受講が必要)をすることで再取得することができる。但し、認定期間中の受験はできない。

第7章 受講料・認定料・更新審査料

(受講料)

第29条 CDE-MIYAGI 認定受験者用講習会の受講料は、5,000円(1回)とする。
一度払い込まれた受講料は、本会が認めた場合を除き一切返還しないものとする。

(認定料)

第30条 CDE-MIYAGI 審査料は、5,000円とする。
一度払い込まれた審査料は、本会が認めた場合を除き一切返還しないものとする。

(更新審査料)

第31条 CDE-MIYAGI 認定更新審査料は、5,000円とする。
一度払い込まれた審査料は、本会が認めた場合を除き一切返還しないものとする。

第8章 事務局

第32条 宮城県糖尿病療養指導士認定委員会事務局は当面の間、東北医科薬科大学病院内に置くものとする。移転する場合には、世話人会の了承を得たうえで、これを行う。

附則1

CDE-MIYAGI 更新に関する認定講習会の単位は、下記の通りとする。

1.学会・研修会等への出席

〈指定研修－A群〉：4単位

- 1) 日本糖尿病学会年次学術集会
- 2) 日本糖尿病学会各支部地方会
- 3) 糖尿病学の進歩
- 4) 糖尿病合併症学会
- 5) 日本糖尿病性腎症研究会
- 6) 日本糖尿病・妊娠学会年次学術集会
- 7) 日本病態栄養学会年次学術集会
- 8) 日本くすりと糖尿病学会
- 9) 日本糖尿病教育・看護学会
- 10) 日本糖尿病療養指導学術集会
- 11) 日本糖尿病医療学学会
- 12) 日本糖尿病理学療法学会
- 13) 日本糖尿病療養指導士(CDEJ) 受験者用講習会
- 14) 日本糖尿病療養指導士(CDEJ) 更新者用講習会

〈指定研修－B群〉

- 1) 下記の会が主催する糖尿病に関する研修会で、宮城県糖尿病療養指導士研修会認定部に単位付与の申請があったもの

※ただし、付与する単位は一律2単位とし、実質研修時間(挨拶、休憩、製品紹介は含まない)が2時間以上の研修会とする。また、研修内容は実質研修時間の半分以上が糖尿病診療や療養指導に関する内容であるものを対象とする

- ・日本看護協会、宮城県看護協会

- ・日本栄養士会、宮城県栄養士会
- ・日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、宮城県薬剤師会、宮城県病院薬剤師会
- ・日本臨床衛生検査技師会、宮城県臨床検査技師会
- ・日本理学療法士会、宮城県理学療法士会
- ・日本作業療法士会、宮城県作業療法士会
- ・日本言語聴覚士協会、宮城県言語聴覚士会
- ・日本視能訓練士協会、みやぎ視能訓練士の会
- ・日本歯科衛生士会、宮城県歯科衛生士会
- ・日本糖尿病学会
- ・日本糖尿病協会宮城県支部
- ・宮城県糖尿病療養指導士認定委員会
- ・宮城県内における、糖尿病療養指導に対する医師やメディカルが主催する研修会（製薬メーカーなどの企業が関与していない）

2) ボランティア活動（宮城県糖尿病協会が主催する活動で、ウォークラリーやサマーキャンプなど）

※認定期間内の1回のみ申請可能

※参加が確認できる主催者が発行する証明書が必要

〈その他の研修－C群〉

A群およびB群に記載のない製薬メーカーなどの企業が主催・共催する講演会、研修会や勉強会のうち、宮城県糖尿病療養指導士研修会認定部会に単位付与の申請があったもの

※ただし、研修会認定審査料として5,000円を徴収する

※研修内容は実質研修時間の半分以上が糖尿病診療や療養指導に関する内容であるものを対象とする

※糖尿病療養指導研修として認定され付与される単位は下記の通りである

- 実質研修時間が
- ・ 45分以上 1時間未満……………0.5単位
 - ・ 1時間以上 2時間未満……………1単位
 - ・ 2時間以上 3時間未満……………1.5単位
 - ・ 3時間以上 4時間未満……………2単位
 - ・ 4時間以上 5時間未満……………2.5単位
 - ・ 5時間以上 ………………3単位

2.その他

- 1) A群・B群で演題発表・講演を行った場合には、発表者のみ2単位をさらに付与する
- 2) 糖尿病に関する、雑誌・本等の掲載論文は筆頭者に4単位、共著者に2単位を付与する
ただし、査読があり一般に公開されているものを対象とする
雑誌・掲載号・掲載内容が分かるもの（別刷など）を提出することで単位認定とする

附則2

本規則は平成29年3月1日より施行する。

本規則は平成30年1月3日に改正した。